

公営住宅申込の案内

Q 1 どんな人が公営住宅に入居できますか？

⇒同居する親族があり、現に住宅に困っていて、収入の低い方で暴力団員でない方が対象です。

※住宅によっては単身(1人)入居が可能です。単身入居可能住戸：神明前、市営山王1～52、新町の平屋建、南本町の平屋建
※平成20年4月1日～ 暴力団員である場合、収入を的確に把握できないため入居できません。

*** “現に住宅に困っている”とは、次の場合です ***

- ① 危険な住宅に住んでいる(住宅以外の建物や不衛生な住宅など)
- ② 他の世帯と同居していて不便
- ③ 世帯構成に比べて住宅が著しく狭い
(最低居住水準(単身は25m²、2人以上世帯は10m²×世帯人数+10m²)以下か)
- ④ 自己の責めによらない立ち退きを受け、行き先がない
- ⑤ 住宅がないため遠距離通勤している
- ⑥ 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いをしている

こんな場合は…

- ・離婚協議中
⇒親族同居要件を満たしておらず、また世帯の収入を把握できないため、対象外となります。
- ・DVで困っていて保健師に相談をしたことがある
⇒相談だけでは「DV被害者」とならず、住宅困窮要件を満たすことができないため、対象外となります。

Q 2 年収(所得)は関係ありますか？

⇒世帯の収入月額が158,000円(裁量階層は214,000円)以下の場合は。

※裁量階層…60歳以上の方だけの世帯(この条件に18歳未満の子供がいる場合も含む)、障害をお持ちの方がいる世帯、小学校就学前の子供がいる世帯など

$$\text{収入月額} = (\text{年間所得} - \text{各種控除}) / 12 \text{ヶ月}$$

参考：【収入基準の年収(月収)換算表】

(給与所得者1人、()は月収、単位：円)

区分	収入基準	扶養家族						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	
収入基準	一般階層	158,000円以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)	5,423,999 (451,999)
	裁量階層	214,000円以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)	6,263,999 (521,999)

(注) 円未満は切り捨て

Q 3 公営住宅に申込みたいのですが、必要なものはありますか？

⇒以下の書類をご用意ください。

基本4点セット

1. 公営住宅入居申込書 →都市整備課
2. 同意書（地方税関係情報について） →都市整備課
3. 世帯全員の住民票 →1F市民課
※世帯主の氏名及び続柄、本籍が入ったもの
(チェック項目 世帯主の氏名および続柄 本籍)
※外国人も住民票でよい
4. 課税（所得）証明 →2F税務課
※申込時点での最新のもの

☆次の場合、“基本4点セット”にそれぞれの書類等を添付してください。

↓ この欄で該当するかチェックしましょう。

		追加添付する書類等 （“基本4点セット”に添付する書類等）
	1～6月入居申込みの場合	・源泉徴収票の写し(年金者の場合はハガキ)
	就職後1年を経過していない場合	・源泉徴収票の写し(出る時期のみ) ・勤務先からの給与証明書(明細を添付)
	1月1日時点で五泉市外に住所を置いていた場合	・納税証明書
	父子・母子世帯の場合	・戸籍謄本
	前年及び今年中に収入がなくなり現在無職の者がいる場合	・離職票や離職証明書または無職申出書
	障害者がいる場合	・障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証の写し
	婚姻予定者の場合	・両親等からの婚姻予定証明書
	DV被害者の場合	・配偶者暴力相談支援センターか婦人保護施設の長の発行する証明書(または裁判所の保護命令決定書の写し)
	家賃が高くて住宅の申込に来た場合	・家賃証明 (現在入居している家主さんに証明をいただくか、家賃の内容が分かる契約書の写し)
	自己の責めによらず、現在住んでいる場所の立ち退きを要求されている場合	・立退要求証明書 (立退要求されている旨が分かる書類の写し)
	危険な住宅に住んでいる場合	・状況を確認できる写真

※申込内容によって、この他にも状況を確認できるものの提出をお願いする場合があります。